

『神会語録』に関する一考察

尾崎正善

はじめに

『神会語録』に関する研究は、胡適氏、鈴木大拙氏等によって始まり、その後も多くの研究者により神会研究がなされている。

さらに、神会の思想及び禅宗史上における彼の役割についての研究も数多く論じられており、ここで一々について改めて述べるまでもないであろう。

本論においては、『神会語録』を考える上で基本となる三本相互の成立関係を取り上げ、その時代的な確定が出来ないものか試みてみたいと思う。従来、胡適氏をはじめとする多くの研究を踏まえつつ新たに、神会の活動時期・南陽を冠する時期・居士との関係・三本の書写の傾向など、問題点を挙げながら考察してみたいと思う。

一、三本の相互関係

『神会語録』には『石井光雄旧蔵敦煌出土神会録』(以下、『石井本』)。胡適校訂本『神会語録』(P・三〇四七)(以下、『胡適本』)。『南陽和上問答雜徵義』(S・六五五七)(以下、『雜徵義』)の三本が現存する。『神会語録』を考察するのに当たって最初にこれら三本の関係をどの様に据えていたか、従来の説をまとめてみたいと思う。

まず第一に胡適説を見てみよう。胡適氏は『神会語録』の編集時期を三段階に考えている。その三段階の時期を三本の『神会語録』に当てはめると次の様になろう。

この中で最も古いと考えられるものは『雜徵義』である。その理由として胡適氏は、南陽の名を冠している可能性が⁽¹⁾あることと、⁽¹⁾唐山主簿劉澄の序がまだ存している段階であった点を挙げている。編集の時期としては『菩提達摩南宗定是非論』(以下、『定是非論』とする)から若干引用されているので、滑台大雲寺での宗論(開元一八〜二〇)以後の事であろうと推測されている。

二番目は『胡適本』である。この本は、神会の晩年の修訂

本でこの本は首部を欠くが、南陽を冠していたことは考えにくい。それは、その一部には神会が晩年に活躍する荷沢の名がみられることから、標題はすでに圓珍の将来目録に記される『南宗荷沢禅師問答雜徴』に改められていたであろうとしている。この本は、首部は欠いているが後半に残欠は無い。そして、欠けている首部には、まだ劉澄の序文も残っていたと考えられる。この本には、荷沢時代の増補も見られるが、中ごろには削除された部分もある。（『石井本』九・一四段）それは、あたかも『石井本』との重複を嫌ったかのようにである。

三番目は、『石井本』で、これは神会没後の増訂本である。そこには荷沢和上の名が見られ、神会没後の唐貞元八年（七九二）の筆写年代がみられる。この本は首部を欠いているが、胡適氏はこれには劉澄の序文が意図的に削除された物で、「此の文字、頭を欠く。後に博覧の道人有らば、本いを尋ねて之を続け矣」と記されるもの、削除の結果とする。そして、劉澄の序に替わって後部に「六代の大徳の略伝」および「大乘頓教頌並序」を附したと考察されている。また、中間には増補された部分も見られる。（三四・三九・四五・四六段）さらに四七・四八段は『定是非論』からの引用であり、「六代の大徳の伝」は、『定是非論』に標題のみを載せる「師資血脈伝」を引用した物であろうと考察してい

る。

以上のように胡適氏は『神会語録』の成立を三段階想定し、各々の段階に現存の三本を当てはめている。

しかし、一方で『胡適本』はそれ自体で独自の一本で、『雜徴義』と『石井本』は同系統で、『石井本』の前部の四八段は初期の編集を底本とし、後半の「六代の大徳」以下は神会没後付加された物であろうとも考察している。⁽²⁾

続いて柳田聖山氏は、三本の『神会語録』の関係をどの様に見ているのであろうか。

『南陽和上問答雜徴義』は神会の南陽時代初期の問答が底本となり成立し、これは開元二〇年以前の物と考えられる。この『雜徴義』の成立が滑台での宗論の契機となったと推測される。

初期『雜徴義』は、開元二〇年の北宗との対論記録である『定是非論』を取り込むことにより改編の必要性が生じてきた。（これが現『雜徴義』か？）『胡適本』は、荷沢和上の名を記すことから『雜徴義』と『石井本』の中間に位置する。さらに、『石井本』は、『定是非論』を大幅に取り込むだけでなく、後半に「六代の大徳の伝」を附した。

これら三本の時代的流れについて柳田氏は、『南陽和上問答雜徴義』から『菩提達摩南宗提是非論』を経て『荷沢和上問答雜徴義』への至る課程は、神会の思想の発展と共に、複

数の弟子の記録と、再編という変遷を推測させるものである」と、論じている。以上の様に、圓仁・圓珍の「将来目錄」にある標題に合わせて、『神会語録』は一貫した流れの中で変遷して行ったと捉えられる、と考えられている。しかし、現存する三本の『神会語録』を各々に当てはめようとはしていないのである。⁽³⁾

最後に竹内弘道氏の説を見てみよう。『神会語録』を内容的にみたときこの三本が同系列とは考えられない部分も認められる。それは『石井本』一四・四八段に見られる『金剛經』宣揚部分と後半の『金剛經』授受に基づく「六代の大徳の伝」である。『金剛經』宣揚部分は『定是非論』に基づくことが知られているが、この部分が編者である独狐沛の編に依らない後の挿入であることも知られている。それは『金剛經』宣揚部分が他の部分と異なり問答体になっておらず、さらに後序において「その論は、先ず激揚問答の事を述べ、後に師資伝授の言を叙べる」と述べ、『金剛經』について一切言及しないことからそれが窺える。⁽⁴⁾

これに対して『胡適本』は『金剛經』宣揚部分を全く含まない。『定是非論』に見られる崇遠法師との問答も首部に載せるがこれは『石井本』とも重複しており、その形式も問答の形を残している。さらに九段に見られる崇遠法師との問答は『定是非論』ではなく、この問答は開元二〇年以前の一八

年か一九年の独狐沛の編集に漏れた問答であったとも考えられる。

いずれにせよ『石井本』と『胡適本』の決定的な相違は、『頓悟最上乘論』（『定是非論』の中間部分）に基づく『金剛經』宣揚部分を含むか含まないかの部分である。現在の『雜徵義』は巻首のみであるが、『金剛經』宣揚に基づく「一行三昧」の記述がみられることから同系統の本、もしくは同一の本と考察している。⁽⁵⁾

以上の様に、胡適説・柳田説・竹内説と見てきたがそれぞれ重複しながら成立して来た事が窺えた。続いて三本の相互関係をさらに詳しく述べてみたいと思う。⁽⁶⁾

二、『神会語録』の構成と書写の相違

『神会語録』三本の比較に付いては、前段で述べてきたように、胡適氏の南陽時代と荷沢時代、竹内氏の『金剛經』宣揚部分を含むか含まないかの構成の違いなどによってその成立過程が考察できることが知られている。

しかし、さらに詳しく見て行くと、三本の構成の相違のみでなく書写の傾向からもそれを比較することができると分かった。⁽⁷⁾

『石井本』・『胡適本』・『雜徵義』の構成の相違については、

中村信幸・竹内弘道⁽⁸⁾・西氏の論文中において詳しく図式されている。しかし、各々の重複する部分を明かにするために、その該当番号のみを比較する。

三本は『胡適本』の六の途中から共通していることが分かる。さらに『石井本』九と『雑徴義』九、『石井本』一四と『雑徴義』一四は共通するが、『胡適本』には該当箇所が無い。また、『石井本』一三と『雑徴義』一三の該当箇所として、『胡適本』の二〇が該当する。これは、書写の順番としては、甚だ不自然である。こうした、三本の構成のみを確認しても、その相互関係が推測されよう。

こうした、構成の問題のみでなく書写における問題点も指摘される。ここではその問題点を順次上げてみよう。

一、一段。『石井本』『雑徴義』は、『涅槃経』の巻数・品の記述とも同一。「胡適氏が、『神会和尚遺集』の中で後半の三点に「第十九巻云・第二十五巻云・又第十九巻云」と記すも原写本には無い。」

二、二段三問目。六段五問目。『石井本』『雑徴義』は、共通の問答が、脱落している。また、共通の問答が挿入されていることもある。八段二問目。

三、『石井本』と『雑徴義』のみ共通の段、九・一四を比較したとき、胡適氏の校訂本に基づくと、異同はそれぞれ九箇所・六箇所となる。しかし、校正し直すと異同は九段の一

箇所だけとなる。⁽¹⁰⁾

四、七段。『石井本』は、「元来」に作り、『雑徴義』は、「無来」に作る。無は、元を无と読み間違えて誤写したものであろう。この事より『雑徴義』を底本として『石井本』が記されたとは考えにくい。

五、一二段。『雑徴義』は、「本用」に作り、『石井本』は一度、「用心」に作り、用を消して「本心」に改めている。この事により、「用」を使用した共通の底本を想定させる。

六、『石井本』と『雑徴義』は、無と无・涅槃と卍卍・菩提と瓊などの表記において共通点が多い。(必ずしも一致するわけではない。)

七、文末の否定詞として、『石井本』『雑徴義』は否を使用し、『胡適本』は不を使用する。⁽¹¹⁾

八、『胡適本』において頻繁に脱落するのは、曰・又・亦・者・更・若・於・是などである。⁽¹²⁾

何度も並べるように、『雑徴義』は、巻首部分のみであり、その少ない部分のみを比較して、その全体像を判断するのは危険ではあるが、一つの傾向を明らかにすることは可能であろう。それは、以上指摘してきたように、内容以外に經典の表記・字句の異同・表記の相違などから、『石井本』と『雑徴義』は同系統であり、『胡適本』は別系統と見ることができ。しかし、その場合においても、誤写の問題から見て、

胡適氏が論じるような『雜徵義』の方が古く、後に『石井本』の底本と成ったというような単純な時間的な相互関係は言えない。

この様に、字句の異同を見る限りにおいても『石井本』と『雜徵義』は同系統である。このことは、『石井本』の前欠部分に『雜徵義』と同様の序文と「南陽」の標題が記されている可能性も想定させる。

三、神会伝の問題点

さらに、『神会語録』を考えるに当たって神会伝の問題点を上げておこう。神会の生没年については、記録により異なり、決定を見ることは難しい、胡適氏は独自に六七〇～七六二年の九二歳説を取られている。各々の説をここで論じることは割愛するが、先年出土した神会塔銘により六八四～六五八年説を採用しておく。⁽¹³⁾

それに依ると、神会は嗣聖元年に生まれ、長安四年（七〇四）、二一歳の時に具足戒を受け、開元八年（八二〇）に南陽龍興寺に入った。そして、天宝四年（七四五）に洛陽に入った。『歴代法宝記』には、「天宝八年、洛州荷沢寺において宗旨を定めた」旨の記述があるのでこの時期荷沢寺に入ったとも考えられる。同一二年（七五三）に盧奕により弋陽郡

（江西）へ、さらに武当郡（湖北）へ流される。翌年、恩命により、襄州へさらに荆州開元寺に入る。安祿山の乱後、至徳元年（七五五）肅宗により荷沢寺に入る。そして、乾元元年（七五八）荆州開元寺において亡くなられたとする。

以上、神会の伝記を簡単に列挙してみたが、『神会語録』の時代を考える上で常に問題となる点はそのタイトルに冠せられていたであろう「南陽」の文字と、『胡適本』の冒頭の問答と『石井本』の「六代の大徳の伝」に記される、「荷沢和尚」の部分である。

それは言うならば、神会が南陽で活躍した時期が何時から何時までであったかという点と、荷沢寺での活躍の長さであろう。

南陽時代について柳田氏は、最初、開元八年から滑台大雲寺での宗論までの十年間と想定されていたこともあるようであるが、近年は胡適氏の説を採用して開元八年から天宝四年までの二十五年間とされている。⁽¹⁴⁾ 私もその説を採用する。それは、滑台大雲寺での宗論は南陽からの出張講演であったと考え、さらにはこの時期に他の場所において同様の講演を行ったかもしれないということも推定させる。少なくとも、『南陽和上頓教解脱禪門直了性壇語』（以下、『壇語』とする）に見られるような信者を集めた授戒会の様な法会は頻繁に行われていたのではないかと考えられる。

滑台での宗論の後、洛陽に入るまでの期間に神会が何を行っていたのか、記録に残されないこの時期が大きな謎として残ろう。しかし、いずれにせよ『神会語録』・『壇語』に見られるような、積極的な居士との交渉及び教線拡張活動を行っていたものと思われる。

もう一点は、荷沢寺での活躍の期間である。『宋高僧伝』⁽¹⁵⁾

に依ると、安祿山の乱の後、肅宗により再び洛陽の荷沢寺に戻り活躍したことが知られる。また、塔銘には年代は記されないが洛陽に入った事実は述べるがそれが、荷沢寺であったかどうかは述べない。いずれにせよ、天宝四年から流される天宝一二年までの八年間が洛陽時代ということになるが、全てが荷沢時代であったかは、疑問である。そして安祿山の乱の後、再び荷沢寺に入ったとするがその期間は二年足らずである。この様に、塔銘によると安祿山の乱の後の活躍が大変短くなる。このことも後に論じるが荷沢時代の問答の増加が少ないことの理由ともなっているのではないであろうか。

しかも、神会の活躍を敦煌文献からみた時、南陽時代に集中していることが分かる。それは、ここで論じる『神会語録』の成立もそうであり、『定是非論』も南陽時代の中頃であり、『壇語』もその正確な時期を推定することは困難であるが、これにも南陽の名が冠されている。

つまり、神会の生涯を南陽時代・洛陽時代（荷沢時代）・

安祿山乱の後の三段階に分けたとき、彼を宗論者として見ると、隆盛期・安定期・衰退期と見ることが出来よう。これは彼の政治的活躍とは反比例するのである。

四、南陽和尚といつ頃まで題されたか

前章において、神会の南陽時代について論じたが、はたして南陽時代のみ「南陽和尚」と呼ばれ、後にはその肩書が記されることはなかったであろうか。そこで、次に『神会語録』の表題である『南陽和上問答雜微義』に記される「南陽」という呼び方がいつ頃まで存在したであろうか考察してみたい。

三本の『神会語録』の内、表題を掲げるものはないが、S・六五五七の『雜微義』序の部分に「問答雜微義」の原題が認められることから、胡適氏はこの表題に「南陽和上」と記されていたであろうと類推し、この本が神会の南陽時代の物で三本の中では最も古いものではないか、と考察されたことは先に述べた通りである。

しかし、圓仁（七九四—八六四）の将来目録である『入唐新求聖教目錄』（八三八）には、

『南陽和問答雜微義』一卷 劉澄集⁽¹⁶⁾

と、記されている。このことは、少なくとも神会没後約八〇

年経ても「南陽和上」を冠する表題の本が存在していた事を窺わせる。

また、後の圓珍（八一四―八九一）の将来目録三本にも『神会語録』が存在していた事が知られるが、『福州温州台州求得経律論疏記外書等目録』（八五四）には、

『南宗荷沢禅師問答雜徴』一卷⁽¹⁷⁾と、記されている。⁽¹⁸⁾

この両書はほぼ同一の書であると考えられるが、二〇年の時間的なずれと、荷沢時代の増補を含む書と含まない書との相違に依って表題が変化したと考えられている。これが、柳田氏の『南陽和上問答雜徴義』から『荷沢和上問答雜徴義』への変化が存在していた事の根拠ともなっている。

しかし、これら二書は、時間的な隔たりもさる事ながら地域的な差も考慮する必要があるのではないであろうか。それは、圓仁が目録内に記される経論を求めたのが長安の青龍寺を中心とした諸寺院であるのに対して、圓珍が本書を求めたのは、温州永嘉郡であった事が知られるからである。⁽¹⁹⁾

つまり、長安で求めた本と、遠く浙江省の温州で求めた本とは標題が異なるのである。この様にほぼ同時代に、別々の地域で別の系統の写本が存在したことは十分に考えられる。また、『福州温州台州求得経律論疏記外書等目録』には、

『荷沢和上禅要』一卷⁽²⁰⁾

と標題された本が記される。この事は、温州には、神会の荷沢時代の論書が多く入っていたことを窺わせる。

この様な相違は、両者の目録を比較した時散見できる。例えば、『壇経』に関して見るならば、圓仁の『入唐新求聖教目録』には、

『曹溪山第六祖惠能大師説見性頓教直了成仏決定無疑法宝記壇経』一卷 沙門入法訳⁽²¹⁾

と、記され、圓珍の『福州温州台州求得経律論疏記外書等目録』には、

『曹溪山第六祖能大師壇経』一卷 門人法海集⁽²²⁾と、記される。

この二書は、同じ『壇経』であると思われるが、表題は異なる。目録に収める時点で、表題を書き換えたとは考えにくいので、異なる表題の二本が同時に存在したと考えるのが自然であろう。⁽²³⁾

さらに、敦煌本『壇経』などの諸本と比較した時、この二本の表題はともに異なることが確認できる。この様な相違は、内容の問題もさることながら、書写の系統や地域的な違いが大きく影響しているものと思われる。

もちろん、經典や論書等には、同名の表題を冠する典籍類が多い。しかし、碑銘・論書・禅籍など、中国で新たに記さ

れたものに関しては、地域名や寺院名などに相違が生じている。これらの、相違は先にも述べたように書写の系統により生じたもので、必ずしも内容の相違のみが問題になるとは限らないと思われる。

以上のように、写本の系統によっては、古い表題が後々まで継承される可能性は十分考えられる。それは、神会の没後においても継承されていたと思われるのである。

五、居士との関係

ここでは、經典引用などを通して相互関係を見るのではなく、従来余り見られることのなかった居士の出入りを見ることにより南陽時代と荷沢時代という相互の関係を見直してみることとする。

『神会語録』は、上堂語のように時代毎に並べられた物ではなく、編集段階において錯綜が認められるので、時代を特定することは難しい。しかし、問答は居士との一対一の形式で、その肩書きも比較的明かであり、時代を推定する鍵になるのではないかと想定したからである。

三本を比較するのであるが、『雜徴義』は前半の僅かな部分しか残されて居らず、また『石井本』の前半に登場する居士と合致するので特に考えないことにする。⁽²⁴⁾

神会と居士の関係については、山崎老氏が『唐代仏教史の研究』の中で詳しく論じられているが、ここでは『神会語録』上における居士の位置についてのみ論じ、『石井本』と『胡適本』の比較を行って見たいと思う。

まず、『石井本』に登場する居士の数は以下の二二名である。(番号は、『石井本』に登場する順番であり、アラビア数字は、鈴木大拙校訂本の段数である。)

- 一、戸部尚書王趙公(王琚)(3)・二、崔齊公(崔日用)(4)・三、礼部侍郎蘇晉(6)・四、潤州刺史李峻(7)五、張燕公(張説)(8)・六、侍郎晉卿(15)・七、鄭溶(17)・八、嗣道王(20)・九、常州司戸元思直(元忠直)(22)・一〇、潤州司馬王幼琳(26)・一一、劉相債(29)・一二、侍御史王維(29)・一三、蘇州長史唐法通(31)・一四、揚州長史王怡(33)・(45)・一五、相州別駕馬扱(36)・一六、給事中房瑄(39)・一七、峻儀県尉李寃(李免)(40)・一八、内郷県令張萬頃(41)・一九、蔡鎬(42)・二〇、武皎(42)・二一、洛陽県令徐鏐(43)・二二、南陽太守王弼(44)

このうち、『石井本』のみに記されるのが、一六、房瑄・一七、李寃の二名である。また、一四、王怡の(45)の問答は『石井本』のみに記される。

また、『胡適本』に登場する居士の数は、二二名である。これは先の二名を除いて、二三、拓拔開府⑤を加えた人数で

ある。また、氏名は不詳であるが、二四、江陵郡長吏⁽²⁵⁾の肩書も見られる。

これらの居士が、全て神会の外護者であったとは、言い切れない。しかし、何らかの接点があったことは、間違いないであろう。まったく関係のない居士、もしくは捏造された関係とも想像できるが、正史に残るような人物を含めてすべて創作とみるのは不自然であろう。また、肩書に関して述べるならば、登場する居士の最も高い地位を記したのでもなく、示寂時の地位でもない。およそ、神会と交渉を持った時点での肩書であると言えよう。これより、寂年不明の居士についても交渉の時期の推測できるのである。⁽²⁶⁾

『神会語録』に登場する居士の中で、生没年及び活躍の時期が分かるのは、以下の十三名である。(番号は、さきにならした居士の番号。)

まず、生没年が明らかかな居士。

- 一、王趙公(王琚) 六五七―七四六(天宝五年)『旧唐書』一〇六・『新唐書』一二二
- 二、崔齊公(崔日用) 六七三―七二二(開元十年)⁽²⁷⁾
- 三、礼部侍郎蘇晉 六七六―七三四(開元二十二年)⁽²⁸⁾
- 五、張燕公(張説) 六六七―七三〇(開元十八年)
- 六、侍郎苗晉卿 ?―七六五(永泰元年)。開元二十九年―天宝二年(七四三)に吏部侍郎『唐僕尚丞郎表』

『神会語録』に関する一考察(尾崎)

一二、侍御史王維 六九九―七五九(乾元二年)。ただし、侍御であったのは、開元の末であると思われる。

一四、揚州長史王怡 六九五―七六三(広徳元年)

一六、給事中房瑄 六九五―七六三(広徳元年)、『石井本』のみ) 天宝五年(七四六)正月、七月、半年だけ給事中となる。

本』のみ)

一七、峻儀県尉李寃 七一七―七八八(貞元四年)、『石井本』のみ)

次に、肩書から活躍の時期が推定できる居士。(『神会語録』中の肩書とは必ずしも一致しない。)

八、嗣道王 開元二十五年以降に名を嗣ぐ。『旧唐書』卷

六四⁽²⁹⁾

一四、揚州長史王怡 開元八―一〇年『唐刺史考』

一八、内郷県令張萬頃 肅宗代洛陽県令『洛陽県志』卷九

二一、洛陽県令徐鏐 開元末年洛陽県令『洛陽県志』卷九

これを神会の年譜の中に当てはめながら考えてみよう。

生没年の明らかかな居士の内、崔齊公・蘇晉・張燕公の三名は、開元年間に亡くなっている。また、王趙公も神会が洛陽に入った翌年になくなっており、王維・苗晉卿の肩書が示す時期も開元年間の末である。

さらに、王怡・徐鏐との交渉も開元年間、つまり南陽時代と推定できる。

以上、一部の居士に関してのみではあるが、『石井本』『胡適本』に共通する居士は、南陽時代に集中していることが窺える。張萬頃については、時代的に不詳であるが、彼だけ荷沢時代以後に共通の居士である可能性が考えられる。

『胡適本』のみに記される扱抜開府は「荷沢和上」という名が見られるので明らかに荷沢時代であり、『石井本』のみの房瑄・李寃も柳田氏が既に御指摘のように荷沢時代の交渉である。⁽³⁰⁾つまり、南陽時代の共通の一本から荷沢時代に別々の系統で問答が増補されたと考えられる。

◎居士の地域分布

さらに、時代不詳のグループを加えた居士二十四名についてみると、幾つかの限定した地域に分けることができる。

(一) 洛陽を中心とした地域

- 一、戸部尚書王趙公(王琚)(3)
- 二、崔齊公(崔日用)(4)
- 三、礼部侍郎蘇晉(6)
- 五、張燕公(張説)(8)
- 六、侍郎苗晉卿(15)
- 八、嗣道王(20)
- 一一、侍御史王維(29)
- 一六、給事中房瑄(39)
- 二一、洛陽県令徐鍔(43)

二三、扱抜開府⑤

(二) 河南省全域

- 一五、相州別駕馬扱(36)
- 一八、内郷県令張萬頃(41)
- 二二、南陽太守王弼(44)
- (三) 長江河口の蘇州を中心とした地域
- 四、潤州刺史李峻(7)
- 九、常州司戸元思直(元忠直)(22)
- 一〇、潤州司馬王幼琳(26)
- 一三、蘇州長史唐法通(31)
- 一四、揚州長史王怡(33)(45)
- (四) その他
- 二四、江陵郡長吏②(荊州)
- (五) 不明者
- 七、鄭濬(17)
- 一一、劉相債(29)
- 一七、峻儀県尉李寃⁽³¹⁾(40)
- 一九、蔡鎬(42)
- 二〇、武皎(42)

神会の交渉者が、南陽及び洛陽を中心とした河南省内であるならば、何ら不自然さはないであろう。また、その他の地域が広範に渡るのであれば、神会の交渉の広さを示すものと

理解できよう。

ところが、河南省以外の居士は長江河口の蘇州を中心とした地域の五名のグループ、一つに限定されるのである。このように一つの地域に神会との問答の相手が集中しているのはなぜであろうか。それは、この地域の人々が神会の信者であったか、もしくは滑台での宗論のような出張講演をこの地域でも行っていたのではないかという事を推測させる。

これは大胆な推測ではあるが、南陽時代の行動不明の時期には、信者拡張のために地方を（ここでは長江流域の蘇州を中心とした地域であるが）遊説したのではないかと考えられる。特に揚州の王怡は『石井本』『胡適本』を通じて唯一、二回問答を載せる居士である。これは、両者の関係の深さとも言えよう。

しかし、このような『石井本』と『胡適本』の問答の相違は、編集の段階で四五段が挿入もしくは削除されたと考えられる。それは、『神会語録』は共通の人物を取り上げながら、問答が異なると言う未整理の段階を示しているよう。

もちろん、この時期に他の地域に行かなかったと言うわけではない。しかし、『神会語録』編集の段階において、この江蘇省を中心とした地域での問答を積極的採用したと想定できよう。

これに対して、『胡適本』に肩書のみを載せる「江陵郡長

吏」は、荊州の役人であり、この人物との交渉は荊州開元寺の般若院に入ってから後の事ではなかったかと思われる。この人物だけが、他の居士とは地域的に大きな相違を示す。いずれにせよ、南陽時代以後の交渉であろうと思われる。

この様に、地域的な問題をみても、『胡適本』と『石井本』は違いを示すのである。

終わりに

以上論じてきたように『神会語録』は、居士との問答のみを限定して見たとき、底本は南陽時代を中心として編集されたことが考えられた。

結論を述べると、『石井本』にも『胡適本』にも共通の南陽時代の底本があり、（これをかりに元『南陽和上問答雜徴義』と名付ける）別々の系統で荷沢時代の問答が挿入された物と考えられる。

『胡適本』は問答の挿入のみであったのに対し、『石井本』はさらに『定是非論』の『金剛經』宣揚部分（「頓悟最上乘論」と『金剛經』授受を付加した「師資血脈伝」⁽³²⁾（六代の大徳の伝）を挿入したのである。

『雜徴義』は、断片であるため即断は出来ないが、『石井本』と『金剛經』宣揚部分を含むことから同系統であり、仮に荷沢時代の問答を含んでいたとしても標題を南陽のまま継承し

ていた可能性も考えられる。しかし、その際にも誤写の関係などから考えて、『雑徴義』の方が『石井本』より古いという簡単な相互関係は、論じられないのである。

註

- (1) 原題は欠くが、圓仁の目録により類推。
- (2) 「神会語録の三個本子的比勘」『神会和尚遺集』四〇三頁
- (3) 「語録の歴史」三七〇頁(『東洋学報』第五十七冊一九八五年三月)
- (4) 『定是非論』「神会和尚貴集」三一四頁
- (5) 「荷沢神会考」『神会語録』の成立について(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第一五号・昭和五六年)「荷沢神会考」『金剛経』の依用をめぐる(『宗学研究』第二四号・昭和五七年)など。
- (6) 以下、三氏の説を図式すると次のようになろう。図1参照
- (7) ただし次に上げる段数は、『石井本』は『鈴木大拙全集』巻三・二四一頁、『胡適本』は、『神会和尚遺集』九六頁からの胡適自身の朱による改訂番号(『鈴木大拙全集』巻三の番号とは異なる)、『雑徴義』は、『神会和尚遺集』四二七頁からの番号を使用。「神会和尚遺集」は、民国五十九年二月再版を使用。これにより中村・竹内両氏の論文の番号とは若干異なる。また、『定是非論』の該当箇所についても割愛した。また、書写の相違に関しては、原写本のマイクロフィルムによった物で、各々の該当ページに記される校正済みの物とは多少異なる。

- (8) 「神会語録の疑問文」(『曹洞宗研究員研究生研究記要』第一〇号・昭和五三年)
- (9) 竹内弘道氏、前掲論文。
- (10) 鈴木哲雄氏は、『南陽和上問答雑徴義』の訓註の(74)に、『定是非論』の言葉。『定是非論』と照合すると石井本よりも『雑徴義』の方がすぐれている。以下の文は『定是非論』の中間が省略されて、『神会和尚遺集』の三〇八頁以下に継がる。(『大乘仏典』一〇『敦煌I』三九四頁)と記す。しかし、『雑徴義』は胡適氏が独自に『定是非論』に基づいて校訂したものであり、一四段に関しては『石井本』と『雑徴義』の差異は、認められない。
- (11) 中村信幸氏の前掲論文中に既に指摘されている。
- (12) 先に記したように、『雑徴義』について胡適氏は、『胡適本』・『定是非論』に基づいて校訂を行っている。このため、『石井本』との相違が数多く認められるが、原写本によるその差異は殆ど認められなくなる。また、胡適氏の責任ではないであろうが、『神会和尚遺集』に納められる段階での単純なミスも考えられる。
- (13) 竹内弘道氏「新出の神会塔銘について」(『宗学研究』第二七号・昭和六〇年)
- (14) 「初期禅宗史書の研究」一四八頁・「語録の歴史」三六七頁。
- (15) T・五〇・756・C
- (16) T・五五・一〇八四・a
- (17) T・五五・一〇九四・a
- (18) 帰国の前年の大中十一年(八五七)に録された『日本比丘圓

珍入唐求法目錄』(T・五五・一一〇一・a)にも『南宗荷
沢禪師問答雜徵』一卷と記される。

(19) T・五五・一〇八四c、一〇九四・b

(20) T・五五・一〇九四・a

(21) T・五五・一〇八三・b

(22) T・五五・一〇九五・a

(23) ただし、『日本比丘圓珍入唐求法目錄』(T・五五・一一〇
〇・c)には、『曹溪能大師壇經』一卷と記される。

(24) 柳田聖山氏『語録の歴史』には、「『胡適本』は、三十七人
の多彩なるに比べると、前者(『雜徵義』)はテキストそのも
のが断片にすぎぬこともあるが、前後の部分にすでに、かな
りの斬りすて、もしくは増広がみられることが判る。」「東
洋学報』第五十七冊・三七二頁)と論じているが、『雜徵義』
と『胡適本』の間で出入が有るのは、①崇遠法師、②江陵郡
長吏、⑤拓拔開府、と『石井本』と共通の九段・一四段だけ
である。

(25) 山崎宥氏『隋唐仏教史の研究』では、「いま神会について禪
法を学び、彼の信者となったと考えられるものを調査して見
ると、胡適博士が敦煌本『神会語録』第一残巻としているも
の中からは、神会に質問を發した在家信者として、次の十八
名があげられる。すなわち拓拔開府・戸部尚書王趙公・崔齊
公・礼部侍郎蘇晉・張燕公・苗侍郎・鄭溶・嗣道王・常州司
戸元忠直・潤州司馬王幼琳・王侍御・蘇州長史唐法通・揚州
長史王怡・相州別駕馬扶・内郷県令張萬頃・蔡鎬・洛陽県令
徐鏐・南陽太守王弼らである。」(二〇八頁)と、記されてい

る。この人数は、『胡適本』に依ったものであるが、『胡適
本』に本来記される、潤州刺史李峻・武皎・劉相債を落とさ
れている。これは、李峻は問答は載せるが、その名が記され
ないためであり、武皎と劉相債は、神会と直接問答していな
いと判断したためであろうか。

なお、○数字は、『胡適本』の段数。

(26) 居士の活躍の時期に関しては、小川隆氏の御教授を贈った。

(27) 胡適氏は、『神会和尚遺集』四九四頁で、崔齊公は、息子の
崔宗子ではないか、とも述べている。この理由については、
当時の崔日用と神会の立場の差を考えたものであろうか。

(28) 蘇晉は、礼部侍郎になった記録がない。あるいは、吏部侍郎
の誤りか。開元四十九年まで吏部侍郎であった。

(27) 「神会和尚遺集」一二九頁の頭注に指摘されている。

(30) 「語録の歴史」三七二頁

(31) 峻儀県は不詳。あるいは、浚儀県(河南開封祥符県)の誤り
か。

(32) 図2参照

図 1

〈胡適説〉

① 『南陽和上問答雜徵義』（S・6557）「南陽時代」



『胡適本』（P・3047）「神会晩年」



『石井本』 「神会没後」

② 『胡適本』（独自の系統）

『雜徵義』（独自の系統）



『石井本』

〈柳田説〉

『南陽和上問答雜徵義』



+ 『定是非論』

『胡適本』

（中間に位置する）

『荷沢禪師問答雜徵』

〈竹内説〉

共通の底本



『胡適本』

+ 「頓悟最上乘論」

（『金剛經』宣揚部分）

『雜徵義』

『石井本』

図 2

〈結論〉

共通の底本・元『南陽和上問答雜徵義』（南陽時代に限定）



+ 荷沢時代の問答 a

『胡適本』



+ 荷沢時代の問答 b

+ 『金剛經』宣揚部分

『石井本』（現『雜徵義』も同系統本）